

志津川湾保全・活用計画（案）に関するパブリックコメントについて

1 目的

南三陸町では、ラムサール条約の目的である保全とワイズユース、そのための交流・学習を推進し、持続可能なまちづくりを進めるために、新たな計画を策定することを目的とする。

2 実施期間

南三陸町

3 公表について

(1)公表日

令和4年1月4日

(2)公表資料

志津川湾保全・活用計画（案）

(3)公表場所

南三陸町なホームページに掲載をするとともに、南三陸町農林水産課・自然環境活用センター及び歌津総合支所に備え置き供覧する。

(4)周知広報

南三陸町のホームページや町広報媒体

4 意見書の提出について

(1)意見の募集期間

令和4年1月4日（火）から令和4年2月4日（金）まで

(2)意見書の提出方法

南三陸町農林水産課・自然環境活用センターあてに持参、郵便等、ファクシミリ、電子メール

- ・農林水産課 〒986-0725 南三陸町志津川字沼田 101 番地
- ・自然環境活用センター 〒986-0781 南三陸町戸倉字 69 番地 2
- ・ファクシミリ 0226-25-9703
- ・電子メール suisan@town.minamisanriku.miyagi.jp

注) 電話や口頭による意見提出はできません。

注) 意見提出用紙は、農林水産課・自然環境活用センター及び歌津総合支所に備え付けのほか、ホームページ上からもダウンロードできます。

(3)意見で用いることのできる言語の種類

日本語

(4)意見提出者に関して明記を求める事項

氏名、住所、電話番号

(5)意見の提出先

南三陸町南三陸町農林水産課・自然環境活用センター

(6)意見書を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤又は通学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する方
- ・その他、この意見公募手続きに関わる事案に利害を有する方

5 意見の取扱い

(1)お寄せいただいたご意見書等につきましては、最終的な意思決定における参考とさせていただきます。

(2)ご意見に付されたご住所、お名前（法人その他の団体の場合は団体名称）及び連絡先の個人情報は、適正に保管し、ご意見の内容に不明な点がある場合の連絡・確認などといった、この意見の公募に関する業務のみ利用いたします。

(3)提出していただいたご意見は、上記2の個人情報を除き、ご意見に対する町の考えに併せ、すべて公表することを前提としますので、予めご承知願います。なお、ご意見中に、特定の個人情報を識別し得る情報や個人・法人等の権利を害する恐れがある情報の場合には、公表の際において当該情報の箇所を伏せさせていただくことがあります。

6 その他

本パブリックコメント手続きの実施に関し必要な事項は、南三陸町が定める「南三陸町意見公募手続実施要項」により取り扱うものとする。